

【所得基準】 平成23年度保険料月額 15,020円

免除の区分	免除が適用される所得の上限額	免除後の保険料月額
全額免除	(扶養親族等の人数+1)×35万円+22万円	0円
4分の3免除	78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	3,760円
半額免除	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	7,510円
4分の1免除	158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	11,270円

若年者(30歳未満)納付猶予制度の所得基準は、全額免除と同じ額です。

7月は国民年金保険料免除・納付猶予申請の更新時期です

経済的な理由や失業、退職などにより、国民年金保険料を納付することが困難な場合は、納付の免除や猶予などを受けることができます。



【申請免除・若年者納付猶予制度の要件】

前年の所得が少ない方
失業、退職、倒産、事業の廃止などがあった方
障害者または寡婦であつて、前年の所得が125万円以下の方
生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けておられる方
特別障害給付金を受けておられる方

【免除・猶予期間の扱い】

免除・猶予承認期間は、受給資格期間に算入されませんが、免除の割合により受け取る年金額が変わります。

全額免除：1/2の年金
3/4免除：5/8の年金
半額免除：3/4の年金
1/4免除：7/8の年金
若年者納付猶予：年金額に反映されません。
ただし、年金の受給前であれば、10年前までさかのぼって保険料を納めることができます。
(3年以上前の免除等期間の保険料の追納については、加算が

【免除・猶予承認期間】

つきます)
免除・猶予の承認期間は、7月から翌年6月までとなつていきます。7月から引き続き承認を希望する場合や、新たに承認を受けようとする方は、申請書の提出が必要です。

ただし、保険料の全額免除(失業の場合を除く)の承認を受けていた方で、申請時に継続申請の希望をされた場合は、翌年度以降、改めて申請をされなくても、自動的に審査を行います。

【申請先】

各庁舎窓口センター

【申請に必要なもの】

・印鑑
・平成22年3月31日以降に会社を退職された方は、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票等の写し

問い合わせ

市民安全全部保険・医療課
(滝野庁舎)
☎48・3004

後期高齢者医療制度

保険料額決定通知書を7月中旬にお送りします

後期高齢者医療制度では、被保険者お一人おひとりに保険料をご負担いただいています。その保険料額をお知らせする「平成23年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を7月中旬にお送りします。
この保険料額は、平成22年中の所得に応じて計算しています。(下の表参照)

7月中旬に新しい被保険者証をお送りします

現在お使いの被保険者証の有効期限は、7月31日です。7月中旬に新しい被保険者証をお届けしますので、8月1日からは、新しい被保険者証を医療機関の窓口で提示してください。

なお、保険料の滞納状況によっては、有効期限が短い保険証(短期被保険者証)をお届けすることがあります。納付が困難な事情がある場合は、早めに保険・医療課までご相談ください。

問い合わせ

市民安全全部保険・医療課
(滝野庁舎) ☎48・3004

保険料の計算方法

$$\text{所得割額} \quad \text{均等割額} \quad +$$

$$\left(\frac{\text{平成22年中の総所得金額等} - 330,000\text{円}}{\times 8.23\%} \right) + 43,924\text{円} = \text{23年度保険料額 (最高限度額50万円)}$$

総所得金額等とは、収入額から控除額を差し引いた金額です。ただし、ここでいう控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得控除(社会保険料控除、扶養控除など)は含みません。